

令和6年度11月21日

公益社団法人
日本理学療法士協会

団体総局厚生関係団体委員会・厚生労働部会
「予算・税制等に関する政策懇談会」

添付資料：予算・税制改正要望書

健康で自立した生活力の向上に資するリハビリテーションの強化・推進に向けた

予算・税制改正要望書



公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

会長 斉藤 秀之

「自立支援・社会復帰に資するリハビリテーションを推進する」

社会的地位の向上

医療法

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、**医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手**と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及び**リハビリテーション**を含む良質かつ適切なものでなければならない。

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について（平成30年6月12日）

第1 医療機器安全管理責任者について

病院等の管理者は、法第6条の1 2 及び規則第1条の1 1 第2項第3号に規定する医療機器の安全使用のための責任者（以下「医療機器安全管理責任者」という。）を配置すること。

医療機器安全管理責任者については次のとおりとする。

1. 資格

医療機器安全管理責任者は、医療機器の適切な使用方法、保守点検の方法等、医療機器に関する十分な経験及び知識を有する常勤職員であり、**医師、歯科医師、薬剤師、助産師（助産所の場合に限る）、看護師、歯科衛生士（主として歯科医業を行う診療所に限る。）、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士**のいずれかの資格を有していること。なお、医療機器の適切な保守を含めた包括的な管理に係る実務を行うことができる者であること。

介護保険法

第一条（目的）

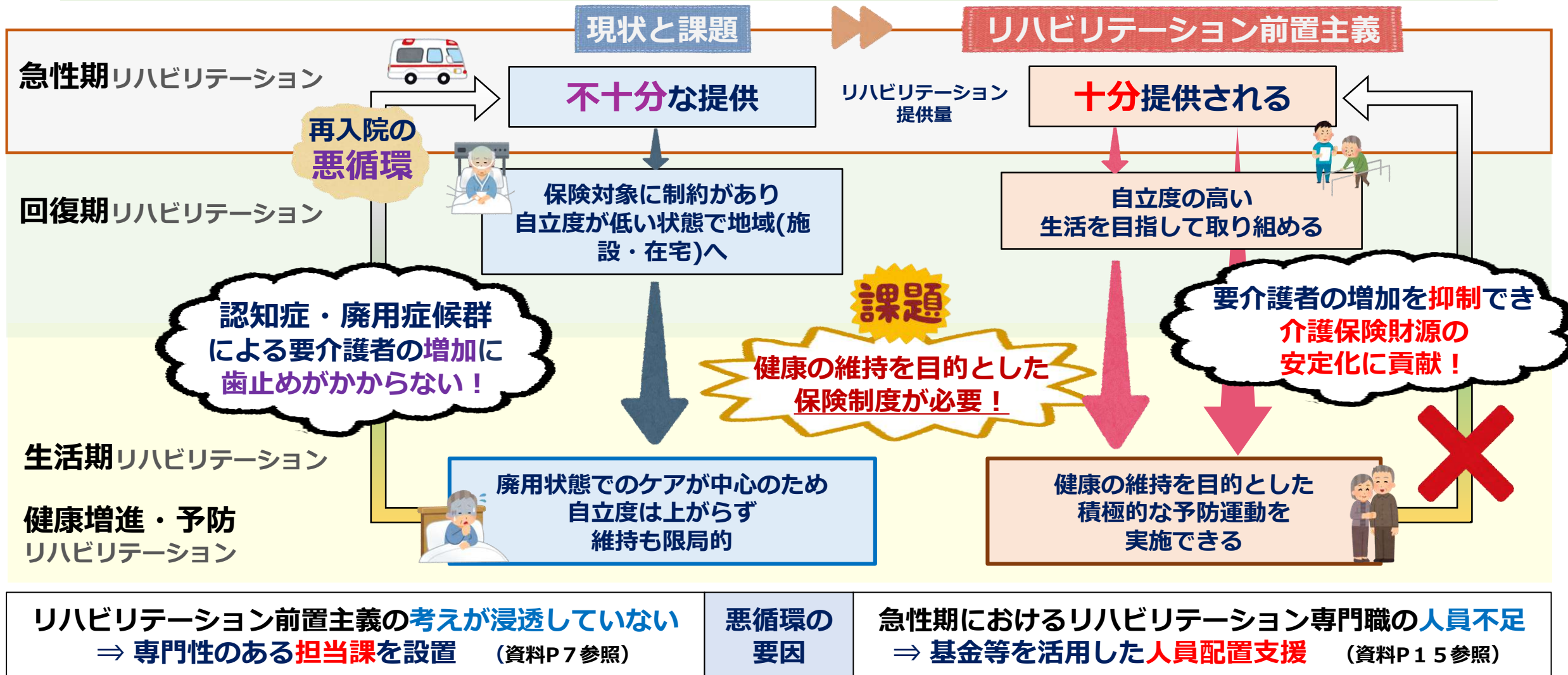
この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、**機能訓練**並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んで**リハビリテーション**その他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

リハビリテーション前置主義 …介護保険制度が創設された際に提唱された

- ☆ 可能な限り自立もしくは要介護状態を軽減した上で介護保険サービスを利用する仕組みを、構築すべきである。
- ☆ 要介護度を改善もしくは維持するために必要なリハサービス（評価も含む）は、優先的に利用できる仕組みを構築すべきである。



我が国の地域医療構想や医療計画に“**リハビリテーション医療**”を新たに位置づけることを強く要望する

目次

I. 予算・一般政策に関する要望

1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善

- 1) - 1 医療・介護・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援 [P 5](#)
- 1) - 2 医療・介護・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援 [P 6](#)
- 2) 厚生労働省におけるリハビリテーション課の設置 [P 7](#)
- 3) 関係省庁における理学療法士の配置および増員の推進 [P 8](#)

2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実

- 1) リハビリテーションにおける「公衆衛生」の定義化 [P 9](#)
- 2) 理学療法士養成教育のさらなる高度化に向けた文部科学省内検討会の設置 [P10](#)
- 3) 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定 [P11](#)
- 4) 登録理学療法士制度、専門・認定理学療法士制度の活用と評価 [P12](#)

3. 幸せを実感できる包摂社会の実現に向けた理学療法士の活用

- 1) 地域共生社会の推進におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進 [P13](#)
- 2) 健康づくり・生活習慣病対策・フレイル予防・栄養対策等の拡充 [P14](#)

4. 早期リハビリテーションへの理解促進と人員配置

- 2) 「地域医療介護総合確保基金（医療分）」の活用による急性期リハビリテーションの充実 [P15](#)
- 3) 退院後早期の訪問リハビリテーションの提供体制の充実 [P16](#)

5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用

- 1) 国際協力におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進 [P17](#)
- 2) 理学療法士の国際化の支援に係る調査研究費の予算の確保 [P18](#)
- 3) 健康・福祉教育における「ユニバーサルヘルスカバレッジ」の導入と理学療法士の活用 [P19](#)
- 4) ヘルスケア産業における国際展開推進の拡充と活用 [P20](#)

6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用

- 1) 産前・産後の運動器症状等に対する支援の充実 [P21](#)
- 2) 女性の健康総合センターにおける理学療法士の参画 [P22](#)
- 3) 利用者支援事業（こども家庭センター）への理学療法士の配置と連携の強化 [P23](#)

7. スポーツによる健康増進およびアスリート支援の充実

- 1) アスリートのハイパフォーマンスへのサポート支援 [P24](#)
- 2) スポーツによる健康増進に向けた取組への連携と協働 [P25](#)

8. インクルーシブ教育におけるこどもと家族への支援に向けた理学療法士の活用

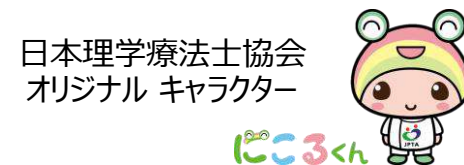
- 1) 学校保健推進体制の支援における理学療法士の活用 [P26](#)
- 2) 体育が苦手な児童生徒のためにできる支援 [P27](#)

9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

- 1) 予防・健康づくりに向けた研究開発基盤整備の拡充 [P28](#)
- 2) - 1 エイジフレンドリー補助金の継続と拡充（概要） [P29](#)
- 2) - 2 エイジフレンドリー補助金の継続と拡充（取組） [P30](#)
- 3) - 1 健康起因事故防止策の強化としての予防リハビリテーションの活用（概要） [P31](#)
- 3) - 2 健康起因事故防止策の強化としての予防リハビリテーションの活用（取組） [P32](#)

II. 税制に関する要望【重点要望】

- 1. 健康経営に資する企業への優遇措置の導入 [P33](#)
- 2. 医療・介護分野におけるDX推進への税制優遇措置 [P34](#)
- 3. バリアフリーに係る特例措置の拡充および延長 [P35](#)
- 4. 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う措置 [P36](#)

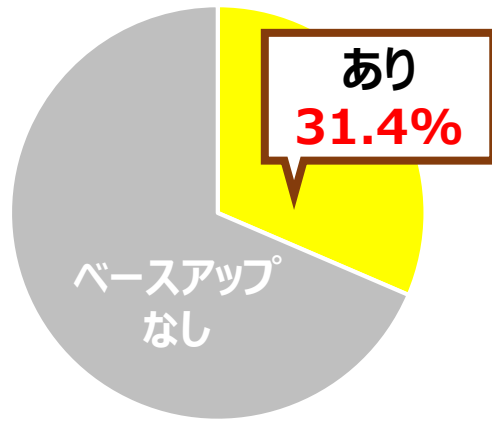


1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善

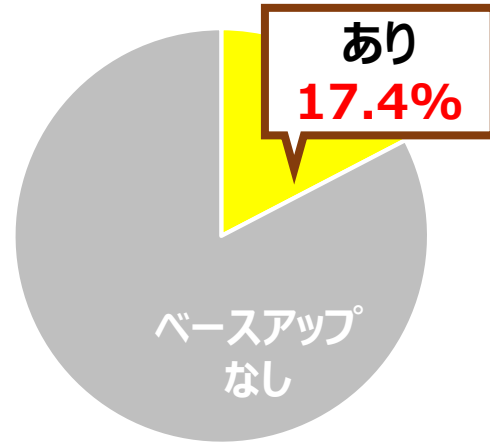
1) - 1 医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援

基本給の引き上げ（本調査におけるベースアップ）の実態

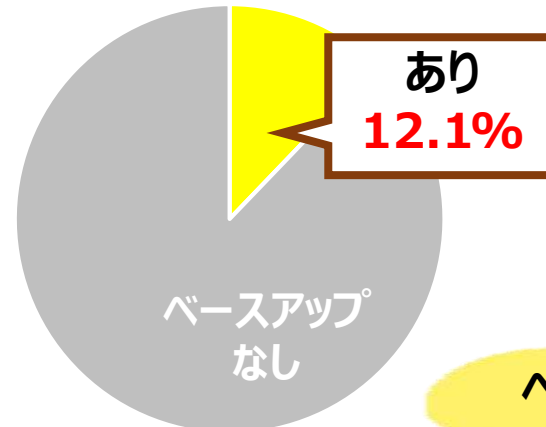
医療施設 n=1157



介護施設・事業所 n=478



障害福祉施設・事業所 n=115



「ベースアップ」とは

賃金表の改定等により
賃金水準を引き上げること

賃金表がない場合は
給与規定や雇用契約に定める
基本給等を引き上げること

ベースアップが実施された施設は
限定的！！

※ 令和6年6月給与を基準とし、令和6年3月給与と比較

処遇改善に係る要望（自由記述）

- ✓ 制度の廃止により**給与が戻ることの不安**がある
- ✓ 地域や病院の体制による**処遇改善の状況の不平等さ**がある
- ✓ 医療保険も介護保険も処遇改善加算が少額かつ**算定条件や申請が複雑**なため、取り入れてもらえなかった。
- ✓ 物価上昇分や**社会保障費による控除額と生活水準での所得がマッチ**してない。
年々事業所収入も手取り所得も下落している。

**制度の複雑さ
実感の希薄さ**

1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善

1) - 2 医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援

【令和6年度報酬改定に係る賃上げに関する実態調査】

<結果サマリ>

- 現金給与総額の引き上げを実施した施設は、医療施設で68.3%、介護施設・事業所で52.1%、障害福祉施設・事業所で54.8%であり、引き上げの理由は各領域で共通して「定期昇給」が主であった。
- ベースアップによる引き上げがあった施設は、全体の20.3%（医療施設31.4%、介護施設・事業所17.4%、障害福祉施設・事業所12.1%）であり、多くの施設でベースアップの実施は限定的だった。
- 処遇改善に係る要望として、「福祉施設の「福祉・介護職員処遇改善加算」の対象としてリハ職の明記がないため、理解が得られず現金給与のアップが望めない。」「報酬改定で収入が下がる見込みで、経費が物価の上昇により上がっているので、人件費に使える財源は増えない。収入が上がるような報酬改定をして欲しい。」といった意見が挙がった。

<概要>

実 施：日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会

目 的：リハビリテーション専門職の処遇改善状況を調査し、今後の政策要望等に活用すること

対 象：3協会に施設登録のある医療施設、介護施設・事業所、障害福祉施設・事業所のリハビリテーション部門責任者

期 間：2024年9月3日～2024年9月17日

項 目：リハビリテーション専門職の賃上げの有無、賃上げの方法等

回答数：医療施設1,157件、介護施設・事業所478件、障害福祉施設・事業所115件 合計1,750件(回収率8.3%)

1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善

2) 厚生労働省におけるリハビリテーション課の設置



【アメリカにおけるリハビリテーションサービス局】



Rehabilitation Services Administration

アメリカ合衆国においては、政府教育省に **Rehabilitation Services Administration (リハビリテーションサービス局)** が部門として設置されており、障害のある方々への包括的な支援を中心とした政策を担っています

RSA is a component of the [Office of Special Education and Rehabilitative Services \(OSERS\)](#) within the [U.S. Department of Education](#). The mission of OSERS is to improve early childhood, educational, and employment outcomes and raise expectations for all people with disabilities, their families, their communities, and the nation. OSERS' vision is that all Americans with disabilities will live and thrive with their disabilities in their own communities.

<https://rsa.ed.gov/about>



RSAは、**米国教育省における特別教育・リハビリテーションサービス (OSERS) の一部門**である。

OSERSの使命は、**幼児期、教育、雇用の成果を向上させ、障害のあるすべての人々、その家族、地域社会、そして国民の期待を高めること**である。OSERSのビジョンは、**障害のあるすべてのアメリカ人が、それぞれの地域社会で障害とともに生き、成長すること**である。

(和訳：日本理学療法士協会)

【厚生労働省における新設（案）】

医政局

- 総務課
- 地域医療計画課
- 医療経営支援課
- 医事課
- 歯科保健課
- 看護課
- 医療産業振興・医療情報企画課
- 研究開発政策課
- 参事官
(特定医薬品開発支援・医療情報担当)

- **リハビリテーション課**

提
案

1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善

3) 関係省庁における理学療法士の配置および増員の推進

【厚生労働省に「**リハビリテーション専門職企画調整官**」が配属！】

本会ではリハビリテーション関連政策の強化のため、厚生労働省をはじめ関係省庁へ「リハビリテーション課の新設やリハビリテーション政策を担う担当部局への理学療法士の配置」を継続的に要望しております。この度、2024年度より厚生労働省医政局医事課に「**リハビリテーション専門職企画調整官**」の役職で**理学療法士が配属**されました。

スポーツ庁の組織図



各1名
配置されています

スポーツ庁HPより抜粋

【厚生労働省】

出向も含め、**複数名**の理学療法士の背景を持つ職員が勤務しております

【スポーツ庁】

現在**2名**の理学療法士の背景を持つ職員が勤務しております

(2024年7月末日時点)

重要!

【文部科学省】 【経済産業省】

【外務省】 【こども家庭庁】

インクルーシブ教育の推進、障害のある児童生徒への施策提言、

産前・産後における女性の身体ケアなど

理学療法士の配置による効果が見込めます

2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実

1) リハビリテーションにおける「公衆衛生」の定義化

本会における「公衆衛生」に関する整理の目的

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 理学療法の定義・解釈と理学療法士業務を明示 | (3) 関係法令の改正等の実現 |
| (2) 関連法規の立法に係る法案の文例の作成 | (4) その他法改正に向けた手順・方法についての検討 |

【「公衆衛生」に関わる法律上の記載について】

<理学療法士及び作業療法士法>

第一条 この法律は、**理学療法士及び作業療法士**の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もって**医療の普及及び向上**に寄与することを目的とする。

「公衆衛生」の記載がない！

<その他職種の法律>

第一条 **医師**は、医療及び**保健指導**を掌ることによって**公衆衛生**の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第一条 この法律は、**保健師、助産師及び看護師**の資質を向上し、もって医療及び**公衆衛生**の普及向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「**保健師**」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、**保健指導**に従事することを業とする者をいう。

第三条 この法律において「**助産師**」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の**保健指導**を行うことを業とする女子をいう。

第一条 この法律は、**診療放射線技師**の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療及び**公衆衛生**の普及及び向上に寄与することを目的とする。

第一条 この法律は、**臨床検査技師**の資格等を定め、もって医療及び**公衆衛生**の向上に寄与することを目的とする。

第一条 この法律は、**歯科衛生士**の資格を定め、もって**歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上**を図ることを目的とする。
3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、**歯科保健指導**をなすことを業とすることができる。



「公衆衛生の向上および普及に寄与すること」に資する「**リハビリテーション基本法**」の策定等に向けた検討が必要です

2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実

2) 理学療法士養成教育のさらなる高度化に向けた文部科学省内検討会の設置

【世界理学療法連盟による「理学療法士教育の枠組み（2021）」】

The first professional qualification, obtained in any country, should represent the completion of a programme that qualifies the person to use the professional title of 'physiotherapist' (or recognised title) and to practise as an independent professional. Physiotherapist entry level education programmes must be grounded in the nature and scope of physiotherapy and, at a minimum, should:

1. reflect the scope of physiotherapy, described in World Physiotherapy's policy statement: Description of physiotherapy,⁹ and the domains of competence of physiotherapist practice (Table 1)
2. ensure the graduate is competent to practise by requiring them to evidence that they have attained specific knowledge, skills, and attitudes according to the entry to practice threshold competence
3. enable the graduate to meet professional standards consistent with World Physiotherapy guidelines
4. be delivered, at a minimum, through a bachelor's level degree with physiotherapy in its title; the programmes should be aligned with the appropriate education qualification frameworks in the given jurisdiction

Physiotherapist education framework (World Physiotherapy) p24より一部抜粋

「最低限、理学療法を専門とした**学士レベルの学位**を通じて
（理学療法が）提供されるべきである」

翻訳：日本理学療法士協会

国際的に理学療法士養成教育課程は
学士レベル以上への高度化が進んでいる

【日本における**理学療法士養成教育**の位置づけ】

	学位名	4年制教育	3年制教育
大学	学士	○	
専門職大学	学士（専門職）	○	
短期大学	短期大学士		○
専門学校	専門士	△	○

世界の教育水準

教育水準の格差！

日本の教育水準

理学療法士養成教育の
高度化を議論する**検討会**を
文部科学省内に設置いただきたい

2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実

3) 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定

経済財政運営と改革の基本方針2024

～略～**ヘルスケア等の生活の質向上**、人口減少・高齢化といった社会課題解決を通して需要を開拓し、次世代技術や新しいビジネスモデルを用いた付加価値の高い解決策を生み出すことで**新たな市場を創出・拡大し、民需主導の経済構造を構築していく**。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙)経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～p3)

～略～**介護保険外サービスの利用促進**のため、自治体における柔軟な運用、適切なサービス選択や信頼性向上に向けた環境整備を図る。

～略～予防・重症化予防・健康づくりに関する大規模実証研究事業の活用などにより**保健事業やヘルスケアサービスの創出を推進**し、得られたエビデンスの社会実装に向けたA M E Dの機能強化を行う。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙)経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～p43)

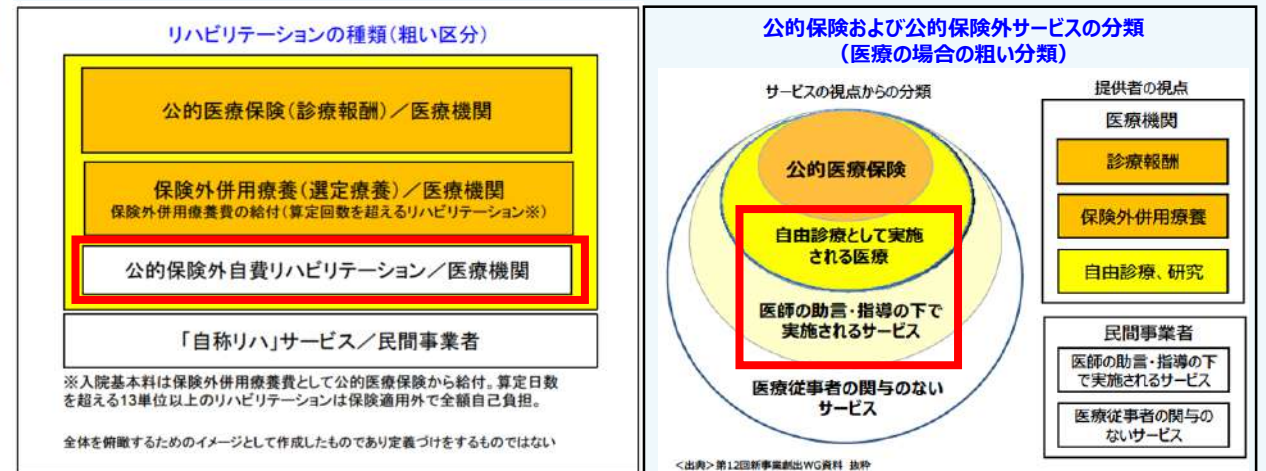
ヘルスケア産業(公的保険外サービスの産業群)の市場規模(推計)

- ヘルスケア産業(公的保険を支える公的保険外サービスの産業群)の全体像を整理した上で、民間調査会社等が既に試算している各産業分野の市場規模を集計し、現状及び将来の市場規模を推計。2016年は約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。

- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムには、公的保険サービスと公的保険外サービスの連携が重要。



経済産業省委託 令和元年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業(公的保険外・医療周辺サービス実態調査)調査報告書(令和2年2月)



◆「自費リハ」「自称リハ」

主要顧客である高齢者の増加(需要の増加)と理学療法士・作業療法士の増加(供給の増加)を背景として、今後**市場ポテンシャルが高まる**と予測

公的保険外理学療法ガイドラインの検討を推進いただきたい

2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実

4) 登録理学療法士制度、専門・認定理学療法士制度の活用と評価

経済財政運営と改革の基本方針2024

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙) 経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p.2)

【医療の質を担保する専門職への評価】

看護師、医師に
次ぐ団体規模！

～登録・認定・専門理学療法士～

国家試験の合格者は**214,000名以上**※1

日本理学療法士協会の会員数は**139,556名**※2の職能団体

※1 日本理学療法士協会統計による ※2 2024年3月時点

医療業界として
大きな労働市場！

<日本理学療法士協会の生涯学習制度>



登録理学療法士:
前期研修: 81.0時間 (2年)
後期研修: 76.5時間 (3年)
⇒ 5年で取得可能

総計 **61,939人**

専門理学療法士制度

専門理学療法士 5年ごとの更新制

専門理学療法士: 計13分野. 総計 **4,181人**
認定理学療法士: 計21分野. 総計 **16,794人**

認定理学療法士制度

認定理学療法士 5年ごとの更新制

職業技能の向上および客観的な評価指標となる

教育制度は**既に**運用されている！

注目!

【生涯学習制度が診療報酬に紐づくことによる効果】

- ✓ 国民に対してより**質の高い医療**が提供される
- ✓ スキルを前提とした**給料アップ**につながる
- ✓ 評価・賃金の**客観性**と**透明性**につながる
- ✓ 職務や要求される**スキルの基準が明瞭**となる
- ✓ 労働者の**エンゲージメント強化**につながる
- ✓ **やる気**を反映し、スキルアップや学ぶ機会への**アクセスの公平性**が確保できる



【教育訓練給付制度の活用】

一般教育訓練

受講費用の20%
[上限10万円]
を受講者に支給

資格の取得を目標とする講座

・英語検定、簿記検定、ITパスポート など

大学院などの課程

・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程



厚生労働省、教育訓練給付
制度HPより一部抜粋

キャリアアップを目的とした講座は**限定的**であり
ステップアップするための講座開設及び推進に向けて
厚生労働省と制度における連携を深めます

課題

高い専門性が**診療報酬等に紐づいていない!**

質の高い医療の提供を評価する**検討**をいただきたい

1) 共生社会の推進におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) **共生・共助**・女性活躍社会づくり (共生)

- (経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙) 経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p27～28)

【高齢者への認知トレーニング】

13

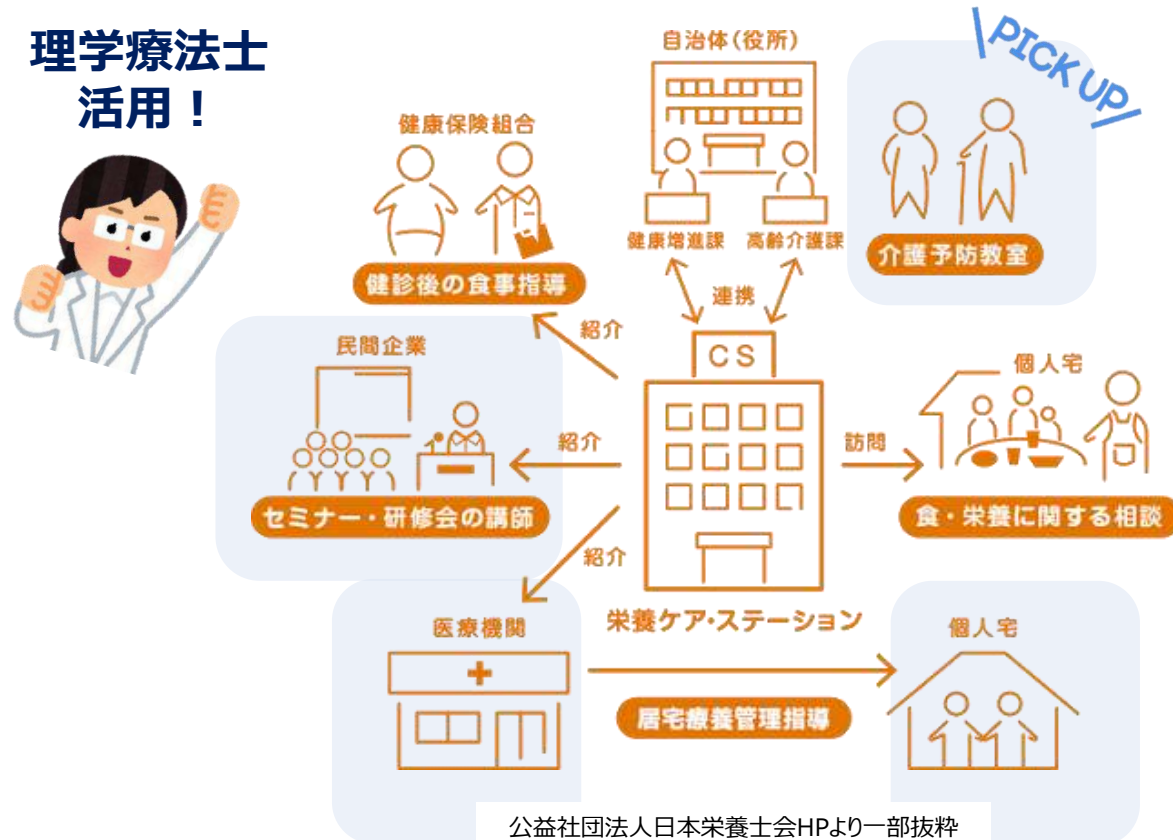
3. 幸せを実感できる包摂社会の実現に向けた理学療法士の活用

2) 健康づくり・生活習慣病対策・フレイル予防・栄養対策等の拡充

【栄養ケアステーションとの連携・配置】

全国に**512**拠点（2023年4月1日時点）ある
地域密着型の**栄養ケア・ステーション**と連携し適切な栄養・食生活指導のもと
予防および**健康増進**の観点から行う**運動指導等**を展開することにより
健康管理における相乗的な効果をもたらします

理学療法士 活用！



【健康増進事業実施概要への理学療法士の追記】

市町村における**リハビリテーション専門職**、管理栄養士、歯科衛生士による
運動・栄養・口腔保健指導が推進されるよう
「**健康増進事業実施要領**」において知識経験を有する
専門職として**理学療法士等を追記**を検討いただきたい

健康増進事業実施概要における
「5. 機能訓練 (p11)」 「6. 訪問指導 (p13)」に
「**理学療法士**」が**明記**されています

その一方...

② 種類

集団健康教育の種類は次のとおりとする。

- ア 一般健康教育
- イ 歯周疾患健康教育
- ウ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育
- エ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育
- オ 病態別健康教育
- カ 薬健康教育

厚生労働省・健康増進事業実施要領 p4より一部抜粋



理学療法士
活用！

「**3. 健康教育** (p4)」においても
多職種と連携した健康指導として**理学療法士の介入**が必要です

4. 早期リハビリテーションへの理解促進と人員配置

2) 「地域医療介護総合確保基金（医療分）」の活用による急性期リハビリテーションの充実

経済財政運営と改革の基本方針2024

（医療・介護サービスの提供体制等）
高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、**限りある資源**を有効に活用しながら、**質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保**する
（経済財政運営と改革の基本方針2024について（令和6年6月21日閣議決定）。（別紙）経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p4 1）

急性期一般入院料において
リハビリテーション専門職を40床以上2名以上配置することにより
有意にリハビリテーション実施率・ADLスコアが改善し
在院日数の短縮および**再入院の防止**を図ることができます

注目!

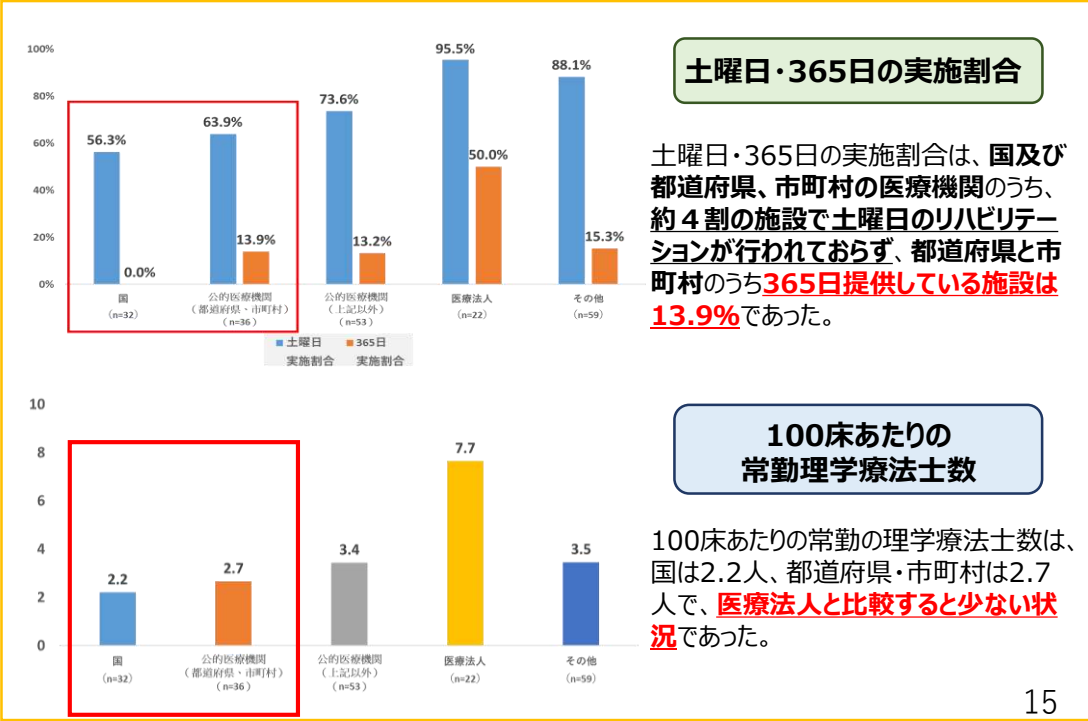
地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用し
リハビリテーションへの人員配置を推進いただきたい

令和6年度地域医療介護総合確保基金（医療分）区分別内示額	第1回内示分 基金規模	第2回内示分 基金規模	合計 基金規模
事業区分Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	-	211.3億円	211.3億円
事業区分Ⅰ－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	-	85.8億円	85.8億円
事業区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	-	61.1億円	61.1億円
事業区分Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業	45.9億円	444.2億円	490.1億円
事業区分Ⅵ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	-	151.1億円	151.1億円

PICK UP

厚生労働省. 別添：令和6年度地域医療介護総合確保基金（医療分）内示額一覧を参照し改変

脳卒中急性期リハビリテーションの指針では
休診/休院日における訓練提供体制（および提供訓練量）が
脆弱となる原因のひとつとして
急性期病院における**3療法士の絶対数の不足**が挙げられています



4. 早期リハビリテーションへの理解促進と人員配置

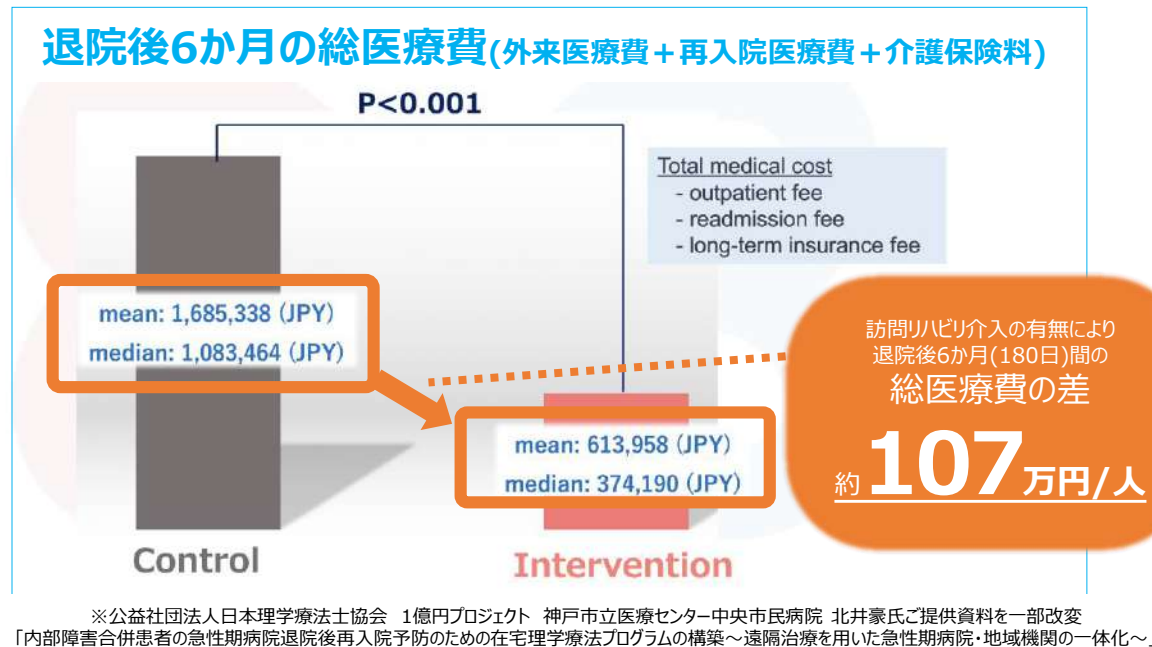
3) 退院後早期の訪問リハビリテーションの提供体制の充実

経済財政運営と改革の基本方針2024

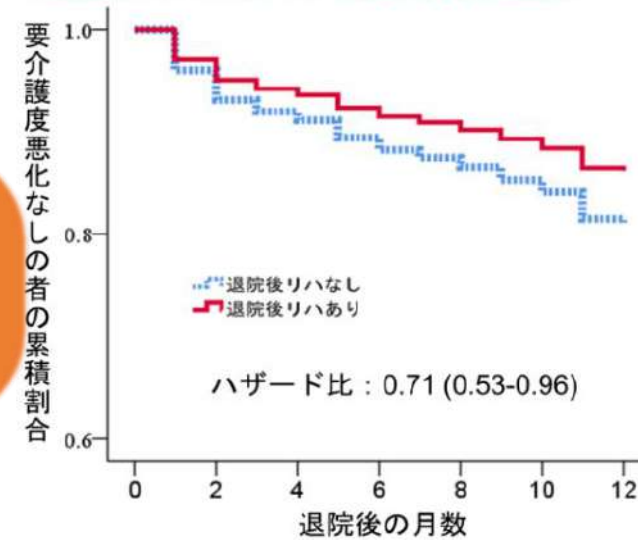
2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて（ビジョン達成に向けた政策アプローチ）

EBPMによるワズスペンディングを徹底しつつ、将来の成長につながる分野において、官民連携の下で民間の予見可能性を高める中長期の計画的な投資を推進するとともに、歳出改革に取組、金利のある世界に備え財政の信認を確保する。社会保障を持続可能なものとするため、応能負担の徹底を通じて現役世代・高齢世代などの給付・負担構造を見直し、国民の安心につながる**効率的で強靱な医療・介護の提供体制を実現**するなど、**全世代型社会保障制度の構築を進める**。

（経済財政運営と改革の基本方針2024について（令和6年6月21日閣議決定）。（別紙）経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p2）



退院直後にリハを受けた群では
退院後1年間の要介護度悪化が30%抑制
(傾向スコアマッチング後の分析結果)



訪問リハビリの強化が
予防と医療・介護費用削減に
寄与します



退院直後のリハを受けた群は
退院後1年間の要介護と悪化を
約**30%**抑制していた

Archives of Physical Medicine and Rehabilitation 2022;103:1715-22
令和4年3月16日東京都健康長寿医療センター
「退院直後のリハは要介護度悪化を抑制するか？」
プレスリリース

疾病予後の改善、健康寿命の延伸、および
総医療費の削減（6か月間で約**107万円/人**）が示唆された

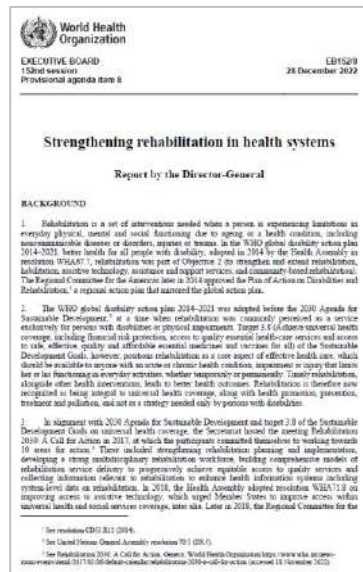
訪問リハビリテーション事業整備に関する予算を確保していただきたい

5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用

1) 国際協力におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進

- ✓ 第76回WHO総会において、**医療システムにおけるリハビリテーションの強化**（Strengthening rehabilitation in health systems）が決議されました。
- ✓ リハビリテーションにおける先進国として普及・促進を推進することは、SDGsゴール3（すべての人に健康と福祉を）における**ユニバーサルヘルスカバレッジ**の視点や、WHOの主導するリハビリテーション2030構想（Rehabilitation 2030）など、**世界基準の貢献**につながります。

WHO Executive Boardの議決としてリハビリテーションの必要性が明言されています



2. The WHO global disability action plan 2014–2021 was adopted before the 2030 Agenda for Sustainable Development,² at a time when rehabilitation was commonly perceived as a service exclusively for persons with disabilities or physical impairments. Target 3.8 (Achieve universal health coverage, including financial risk protection, access to quality essential health-care services and access to safe, effective, quality and affordable essential medicines and vaccines for all) of the Sustainable Development Goals, however, positions rehabilitation as a core aspect of effective health care, which should be available to anyone with an acute or chronic health condition, impairment or injury that limits her or his functioning in everyday activities, whether temporarily or permanently. Timely rehabilitation, alongside other health interventions, leads to better health outcomes. Rehabilitation is therefore now recognized as being integral to universal health coverage, along with health promotion, prevention, treatment and palliation, and not as a strategy needed only by persons with disabilities.

5. There is evidence that many rehabilitation interventions are cost-effective not only in the management of conditions that start with an acute event, such as a stroke or injury, but also in the management of chronic conditions, such as dementia, arthritis and cerebral palsy. The provision of assistive products – an integral part of health care including rehabilitation – is a cost-effective intervention that can play a key role in supporting individuals so they can participate in education and employment and remain independent at home. The 2022 WHO and UNICEF first *Global report on assistive technology* also highlights that access to assistive products is as low as 3% in some low-income countries.⁴

他のヘルスケアと併用した適時のリハビリテーションは、より良い健康結果を先導する。したがって、**リハビリテーションは健康増進、予防、治療および緩和におけるユニバーサルヘルスカバレッジに不可欠なものであり、障がい者だけが必要とする戦略ではないと認識されている。**

リハビリテーションを含むヘルスケアにおいて不可欠である補助具の提供は、教育や雇用への参加や、家庭で自立した生活を維持できるように個人を支援する上で重要な役割を担う費用対効果の高い介入である。2022年のWHOとユニセフの補助具に関する最初の世界報告書では、**低所得国の一部では補助具へのアクセスが3%と低いことも強調されている。**

翻訳：日本理学療法士協会

ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）とは、全ての人が適切な予防、治療、**リハビリテーション**の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと

WHO Executive Board(EB)152nd session資料より一部抜粋

ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）

Universal health coverage (UHC) means that all people have access to the full range of quality health services they need, when and where they need them, without financial hardship. It covers the full continuum of essential health services, from health promotion to prevention, treatment, **rehabilitation** and palliative care.

WHO Universal health coverageより一部抜粋

5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用

2) 理学療法士の国際化の支援に係る調査研究費の予算の確保

経済財政運営と改革の基本方針2024

～略～ **アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における健康格差**の是正や**海外活力の取り込み**を通じた我が国の医療・介護産業の成長の観点から、国際保健に戦略的に取り組む。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙) 経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p22)

【国際社会で活躍する理学療法士】

- ✓ **ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）**の達成を背景とした本邦の医療・介護のグローバル戦略において、他国における理学療法の普及や、**地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）**における理学療法士の関わり支援など、国外に対する取組が行われています。
- ✓ 国力として、海外でも**日本人の理学療法士が活躍できるフィールドづくり**や、**理学療法士免許について他国との相互承認**が必要です。

理学療法士から国際協力の道へ



「自分がまさか国際協力の道に入るとは、学生時代には思ってもいませんでした」(2015年12月)

Q. 前職の理学療法士を職業に選んだきっかけは？

もともと私は理系で、化学や物理などの世界が好きでした。自立心が強く、早く独り立ちしたかったこともあり、高校3年生の時点でまず職業を考えてから、進むべき大学を決めました。仕事の本質や成り立ちに興味があり、人の身体のためで医者を考えましたが、ぼくは人を切るって、切らずに治せる職業はないかなと探して雑誌の医者の次のページに理学療法士がいたら自分に合っているなと思い選びました。

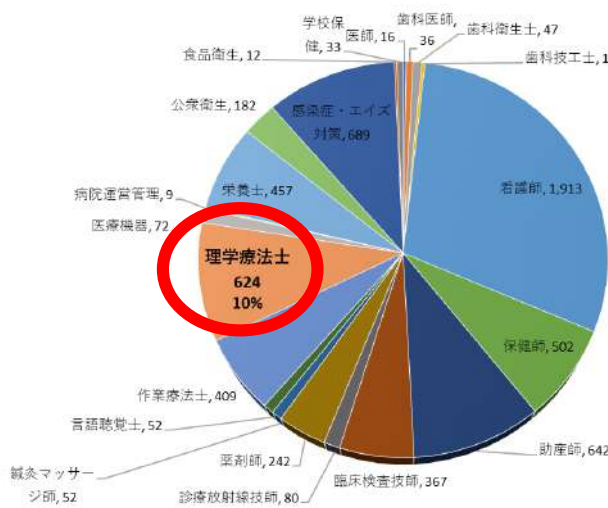
神奈川県立の大学に入ってから、理学療法士について勉強しました。4年間とても充実していて、さらに研究しようと大学院にも行きました。しかし当時は、自分が国際協力の道に入るとは考えてもいませんでした。

日本理学療法士協会では
119名の会員が
国際社会で活躍しています
(2023年3月時点)



【国際協力機構（JICA）における理学療法士】

～青年海外協力隊/海外協力隊派遣実績：保健・医療分野～



患者に理学療法を行う隊員（ベトナム）



高齢者に対し運動療法を行う（ペルー）

JICA海外協力隊HPより一部抜粋

総計**624名**の
理学療法士派遣実績
(2023年3月時点)

n=6,452(人)

※ 2023年3月31日時点
独立行政法人国際協力機構HPより
データ抜粋

ODAにおける国際支援を含めた海外における日本の医療を推進・展開する上で

免許の壁は大きな課題です

他国における**理学療法士免許の広範的理解促進**
が必要！

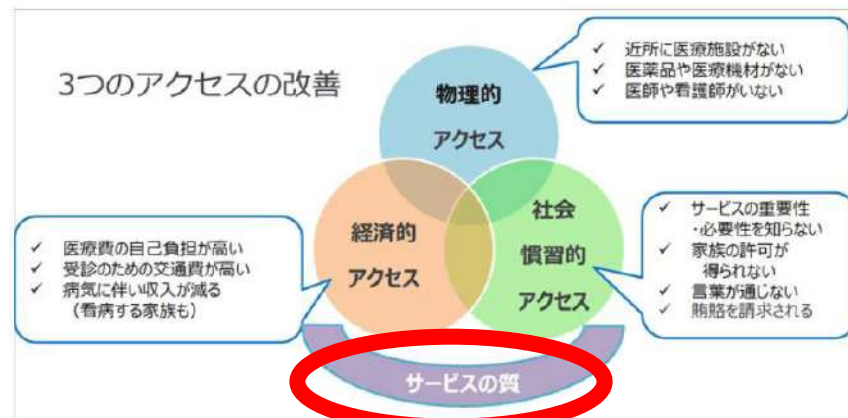
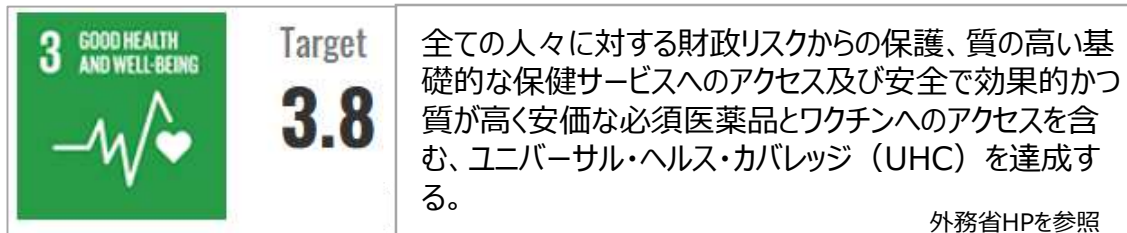
5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用

3) 健康・福祉教育における「ユニバーサルヘルスカバレッジ」の導入と理学療法士の活用

- ✓ 学習指導要領において、「保健体育」「技術・家庭」では生活習慣病の予防など、健康に関する項目や高齢者の介護の概念が含まれており、また、高等学校学習指導要領の「福祉」科目においては、「介護予防」や「リハビリテーション」に関する項目が含まれています。
- ✓ 社会的潮流に応じて、デジタル教育や金融教育が新たに導入されたように、「**ユニバーサルヘルスカバレッジ**」を教養として**小・中学校から高等学校教育に取り入れる**ことで、健康福祉への意識を高め、**国際的に活躍できる人材育成**に繋がると考えます。

ユニバーサルヘルスカバレッジ (UHC)

「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、
支払い可能な費用で受けられる」



3つのアクセスの改善に加え、**サービスの質の担保が重要！**

独立行政法人国際協力機構HP. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) より一部抜粋

【学習指導要領におけるリハビリテーション】

高等学校学習指導要領「主として専門学科において開設される各教科」では
リハビリテーションについて明言されています

イ 自立に向けた支援

ここでは、自立に向けた支援として、充実した人生を在宅や施設などの地域で継続的に送るための自立の考え方を理解するとともに、サービス利用者の自己決定と自己選択、サービス利用者のもつ強み（ストレングス）や個別性の尊重などについて扱う。また、国際障害分類（ICIDH）と国際生活機能分類（ICF）の特徴、リハビリテーションの考え方や目標、エンパワーメントの観点から個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、ユニットケアの理念やレクリエーションなどについても扱う。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 福祉編（平成30年7月）より一部抜粋

小中学校学習指導要領においてもUHCの明記に加え
「リハビリテーション」の必要性を明確に示すことが必要です

5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用

4) ヘルスケア産業における国際展開推進の拡充と活用

<欧州>

- **公的福祉制度の強化**：欧州諸国では、障害者への福祉支援制度が充実しており、国民全体に福祉用具が広く普及している。特に北欧諸国では、公共交通機関のバリアフリー化や、障害者が簡便に利用できる支援サービスが整っている傾向にある。
- **高齢化対策**：高齢者向けの福祉用具の需要は急増しており、オランダ、ドイツ、フランスなどでは、歩行補助具やリフト、電動車椅子が広く使用されている。

<北米>

- **高齢者と障害者向け市場の成長**：米国やカナダでは、高齢者人口の増加に伴い、電動車椅子や歩行補助具の需要が増加している。さらに、アクセシビリティ法や保険制度が整っているため、福祉用具へのアクセスが比較的容易である。
- **技術革新の導入**：AIやロボティクス技術を活用した最先端の福祉用具の開発が盛んであり、高機能な電動車椅子や移動補助ロボットなどの市場が拡大している。

高齢化や福祉の理解浸透により
医療関連機器の**需要が高まっている！**

<アジア・太平洋>

- **急速な高齢化**：日本や中国、インドなどの国々で高齢者人口が増加しており、福祉用具の需要が高まっています。特に、在宅介護の重要性が増す中、関連する製品の市場が拡大しています。
- **経済発展と医療インフラの改善**：アジアの新興国では経済の発展とともに医療インフラが改善され、福祉用具の導入が進んでいます。

<中南米>

- **市場の成長可能性**：中南米では、医療インフラの改善とともに、ウェアラブルデバイスの需要が高まっています。健康意識の向上とともに、企業や政府の支援が重要です。

61 の企業・団体が
賛助会員になってくれているよ



日本理学療法士協会の**賛助会員**においては
医療関連機器や医療技術の**国際展開**に貢献できる企業が多数います

6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用

1) 産前・産後の運動器症状等に対する支援の充実

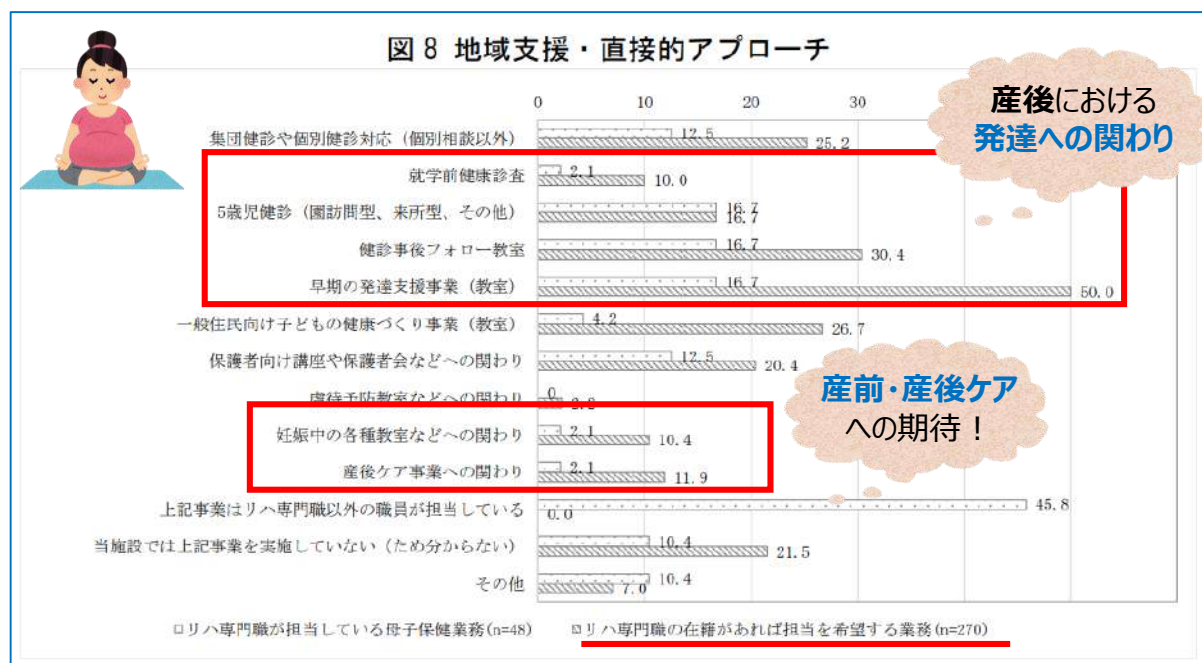
経済財政運営と改革の基本方針2024

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり (女性活躍)

～略～女性の健康ナショナルセンター(仮称)における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援等に取り組む。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙)経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～p29)

【保健師がリハビリテーション専門職に取り組みを期待する項目】



問題例

<妊娠期・出産後の筋骨格系> 腰痛、股関節痛、頸部痛、上肢の機能障害、など
<泌尿器系> 尿漏れ、その他の排泄障害、骨盤臓器脱、など
<廃用症候群> 切迫早産に対する安静に起因するもの、長期臥床、など

女性が妊娠前から妊娠・出産後まで健康で活躍できるよう
経時的なヘルスケアが必要



ウィメンズヘルス・メンズヘルス理学療法研究会では

学生会員含め **641名** が登録しています
(2024年3月31日時点)

【全国の保健所本所・支所・市町村保健センターに勤務する理学療法士配置の現状】

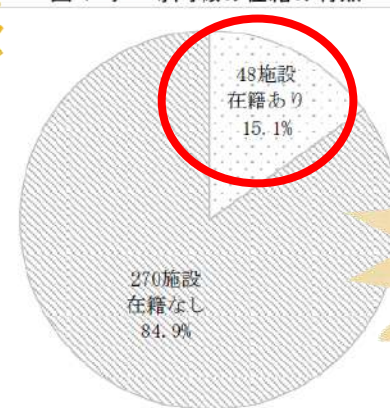
6-2. リハ専門職の在籍有無とその人数

1) 在籍の有無

リハ専門職の「在籍なし」と回答した施設は 84.9%で、「在籍あり」が 15.1%であった(図4)。

課題

図4 リハ専門職の在籍の有無



リハビリテーション専門職との連携など
需要は十分確認できているにも関わらず
人員の配置が進んでいない!

6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用

2) 女性の健康総合センターにおける理学療法士の参画

- ✓ 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで健康で活躍できるよう、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めることが、「**こども未来戦略**」で明言されています。
- ✓ 理学療法士による**産前・産後の運動指導**や**その経済効果の調査研究**、**女性に特化したリハビリテーション**などを加えることにより、成育医療等に関する**シンクタンク機能をより充実**させることができ、「女性の健康」へ寄与することができます。

【女性の健康ナショナルセンターにおける5つの柱と要望】



① 女性の健康に関するデータの構築

女性の健康に関するデータが利活用されるため、**データの収集や管理、解析**など理学療法士を活用いただきたい

② 女性のライフコースを踏まえた基礎研究・臨床研究の積極的推進

リハビリテーション前置（P13）に則り、生涯にわたり女性が活躍できるよう**健康経営的な視点**も踏まえ理学療法士を活用いただきたい

③ 情報収集・発信、人材育成、政策提言

「女性の健康」に**専門性をもつ理学療法士の人材育成**を進めていただきたい

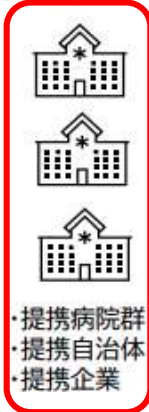
④ 女性の体とこころのケア

各専門家と協働した「**プレコンセプションケア**」の**充実**へ理学療法士を活用いただきたい

⑤ 女性に特化した診療体制の拡充

「女性総合診療センター」における5つの診療科（女性内科、女性外科/婦人科、不妊診療科、女性精神科、女性歯科）に加え、「**女性リハビリテーション科**」を創立いただきたい

提携施設（病院・自治体・企業）からの
データ・試料収集



関連学会との連携

公認加盟 日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

わが国の女性の健康のために
女性と集まってくる子どもたちの幸せのために、
産科学および婦人科学の進歩・発展を
図るとともに、産婦人科専門医の育成に努め、
人類・社会の福祉に貢献します。



国立成育医療研究センター

病院と研究所が一体となり、健全な次世代を
育成するための医療と研究を推進する

病院



研究所



生体試料収集

基礎研究

臨床情報収集

応用研究

倫理審査

生物統計

同意取得取得

データマネジメント

情報発信

教育

政策提言

アドボカシー

6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用

3) 利用者支援事業（こども家庭センター）への理学療法士の配置と連携の強化

- ✓ 地域の多様な家庭環境等への対応力を一層強化し、障害の有無にかかわらず**子どもを生き育てやすい環境づくりを目指す**観点からも、**妊産婦の健康増進**や**子どもの運動発達・障害**に関する専門家である理学療法士は利用者支援事業等に有効です。
- ✓ 妊娠届から**妊産婦支援**、子育てやこどもに関する相談を受けて**支援を要するこども**、妊産婦等への**サポートプランの作成**に際しても、ウィメンズヘルスの観点より、**理学療法士による支援は有効**です。

こども家庭センターで行っていること

こども家庭センターでは、妊娠や出産、こども・子育てに関する全般の相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えた子どもに関する相談・情報をお受けしています。

主な事業内容

◇妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊娠届出書を提出していただくことにより、母子健康手帳をお渡しします。

◇伴走型相談支援

妊娠中及び出産後に面談や継続的な情報発信・相談を行い、必要な支援につなぎます。

◇家庭訪問（こんにちは赤ちゃん訪問等）

妊産婦・乳幼児がいるご家庭を訪問し、赤ちゃんの身体測定や育児相談などを行っています。

◇産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導・育児相談を受けることができます。

◇乳幼児健康診査

1歳6か月児、2歳6か月児、3歳5か月児の集団健康診査を行っています。

◇離乳食講習

離乳食の進め方について、管理栄養士からアドバイスを受けることができます。

◇◆こどもに関する相談

お子さんの健康・栄養・発達について心配なことや子育てに関する不安・悩みを気軽に相談できます。

◆べっぴん出産・子育て応援ギフト

妊娠や出産の届出を行った妊婦・子育て世帯などに対して出産・子育て応援給付金を支給します。

◆子育て短期支援事業

一時的に養育が困難となった子どもを児童福祉施設などで預かりします。

◆ヤングケアラーに関する相談支援

家族のお世話や家事をしている子どもに関する相談を受け付けています。

◆児童虐待に関する相談

児童虐待に関する通告や相談を受け付けています。

◆体罰に

子育てに関する悩みや困りごとを、専門家から助言をもらうことができます。

◆手

子育てに関する悩みや困りごとを、専門家から助言をもらうことができます。

○弁護士相

子育てに関する悩みや困りごとを、専門家から助言をもらうことができます。

理学療法士が活用できます！

※その他の支援については、ご相談の内容に応じ、情報の提供、手続さご案内や適切なサービス・支援機関などへおつなぎします。

別府市HP、別府市こども家庭センターチラシより一部抜粋

【保健師等と子ども家庭支援員等の連携・協力のフロー（イメージ）】 理学療法士ができること

①保健師等による支援の必要な家庭の把握

妊娠の届出時の面談や、新生児訪問、乳幼児健康診等の機会を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握。

支援の必要な家庭について、統括支援員に相談し、**合同ケース会議に報告するか検討**。



保健師等と**協働**し
母親・こどもにおける
支援の必要性を
検討できます

②合同ケース会議の開催

統括支援員、保健師等、子ども家庭支援員等が参加する合同ケース会議を開催。

統括支援員を中心として、各家庭の情報や課題を保健師等と子ども家庭支援員等が共有した上で、**特定妊婦や要支援児童等に該当するかの判断**や、当該家庭への**支援方針の検討・決定**を行う。



特定妊婦や要支援児童等の**発達段階を加味した**
理学療法の視点を
共有できます

③サポートプラン（SP）の作成

特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された場合には、**保健師等と子ども家庭支援員等がSPを一体的に作成**し、両者が連携・協力してSPに基づく支援を実施する。

ウィメンズヘルスの観点より
身体機能を中心とした
作成の支援ができます

厚生労働省HP、改正児童福祉法について（第一部）資料1より一部抜粋

7. スポーツによる健康増進およびアスリート支援の充実

1) アスリートのハイパフォーマンスへのサポート支援

経済財政運営と改革の基本方針2024

(文化芸術・スポーツ)

- ・ **スポーツの力を最大化**することで我が国と国民の活力を引き出し、**活気あふれる日本の未来を切り拓く**。
- ・ **海外展開、先端技術を活用したコンディショニング等**による**ライフパフォーマンス向上**等を通じ、**地方創生や経済成長、健康増進などスポーツによる社会活性化**を図る。
- ・ 民間企業等とも連携した**障害者スポーツの振興**や地域スポーツ環境の総合的な充実等により、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりを推進するとともに、大規模国際大会の開催支援や**持続可能な国際競技力の向上**を図る。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙)経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p31)

【プロフェッショナルを支える理学療法士の役割】

<機能例>

【コンディショニング&リカバリー】

- セラピー ■ リカバリープール
- トレーニング

【パフォーマンス分析】

- 映像フィードバック ■ 映像編集
- アスリート・コーチ・スタッフのミーティング

【情報戦略】

- 戦況分析
- 日本選手団との連携・調整

【リラックス&リフレッシュ】

- リラックススペース ■ ランドリー

調整の
スペシャリストとして
介入

動作分析
パフォーマンス
指導

専門的視点からの
アドバイス

疲労が残らない身
体ケア

文部科学省、令和6年度予算のポイント P56より一部抜粋

**医療的な背景による
専門性の高い技術・知識をもつ
理学療法士を活用できます**

【本会におけるスポーツ関連認定資格】

認定スポーツ理学療法士 : **877名**
認定運動器理学療法士 : **514名**
専門スポーツ理学療法士 : **520名**
専門運動器理学療法士 : **520名**

2023年3月31日時点



**フィジオセラピスト/フィジカルセラピスト
= 理学療法士**



「理学療法士」の
免許を取得していない
「フィジカルセラピスト」が
掲載されている事例が見受けられます

国体や各種スポーツ競技会における
理学療法士の**常駐義務化**の制度構築

ナショナルチームにおける理学療法士等の
名称独占の拡大

検討いただきたい

7. スポーツによる健康増進およびアスリート支援の充実

2) スポーツによる健康増進に向けた取組への連携と協働

第14次労働災害防止計画

- (2) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - イ. ア（労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと）の達成に向けて国等が取り組むこと
- 理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援**するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するため、**「Sport in Life プロジェクト」（スポーツ庁）と連携してスポーツの推進**を図る。

厚生労働省、第14次労働災害防止計画（令和5年3月）P22より一部抜粋

【労働者の身体機能の維持改善の取組支援】



ゴールド賞

イオンリテール株式会社 × 日本理学療法士協会

イオン1分間体操

【Sport in Life プロジェクト（スポーツ庁）との連携】



スポーツ庁長官へ
ロビー活動



2022年下半年より
スポーツ庁に
理学療法士が配置



2023年8月
Sport in Lifeコンソーシアム
へ加入

2024年2月に厚生労働省所管
SAFEコンソーシアムアワードを受賞



労働災害防止の優良取組事例表彰

SAFEアワード

現在地

日本理学療法士協会を事務局とした
「ライフパフォーマンスの向上に向けた
目的を持った運動・スポーツの実践に
関する実態・ニーズ調査検討委員会」
による事業が進められています

ライフパフォーマンスとは		
スポーツの価値	Well-being	生きがい
楽しさ・喜び	ライフステージ	目標
自然環境（地震、大雨、洪水等による災害や感染症の流行等）	社会環境（少子高齢化）	気候変動等による生活環境の変化
生き抜く力	立ち回る力	予見行動力
身体的・心理的（充実感、自信、自己効力感、幸福感、レジリエンス等）要因	対応・調整・適応能力	

8. インクルーシブ教育におけるこどもと家族への支援に向けた理学療法士の活用

1) 学校保健推進体制の支援における理学療法士の活用

経済財政運営と改革の基本方針2024

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (こども大綱の推進)

～略～

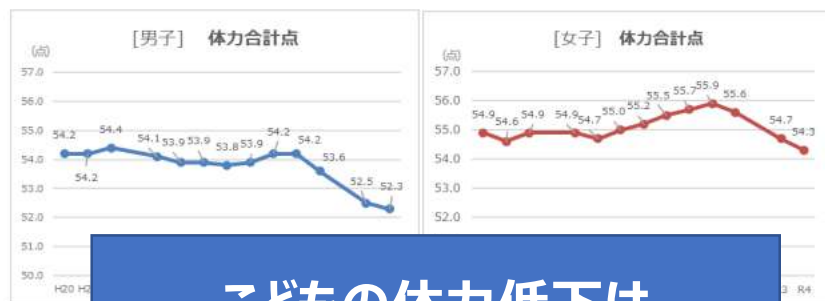
こども・若者シェルターや虐待等により困難に直面する若者支援の充実、児童福祉司等の児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等における養育機能の向上及び環境改善を進めるとともに、ヤングケアラー支援を進める。**発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備やインクルージョンの推進等を図る**とともに、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

(経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)。(別紙)経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～ p47)

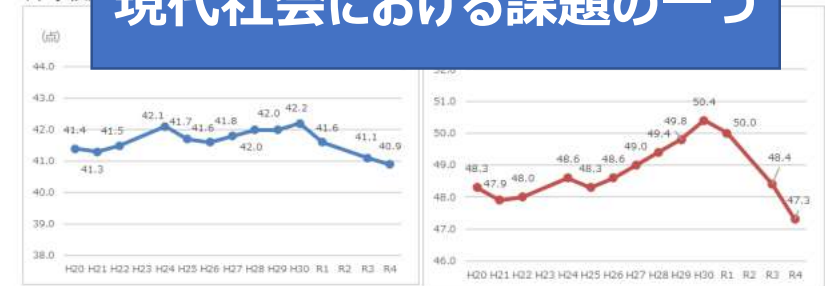
(1) 体力合計点の状況

体力合計点については、令和元年度調査から連続して小・中学校の男女ともに低下した。

(小学校)



(中学校)



こどもの体力低下は
現代社会における課題の一つ

スポーツ庁、令和4年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果(概要)について

【「スクールトレーナー」の役割と活動内容】

- 職種：理学療法士 (PT) 運動器の健康・日本協会HPより一部抜粋
- 理学療法士が、医師(学校医・整形外科医等)と協力して、「チーム学校」や「コミュニティスクール(地域学校協働活動)」の一員として、学校の求めに応じて、児童生徒等の運動器の健康増進と運動器疾患・障害の予防に関わる教育・啓発や保健指導の支援・協力を行い、もって児童生徒等の心身の健全な成長・発達に資する。
- 対象：児童生徒(小学生、中学生、高校生)、教職員、保護者、学校部活動の外部指導者等
- 教育・指導の形態・方法：教育委員会・各学校と協議の上、形態と題目・内容等は決定する。
 - 講演・講話 —— [例1] 教職員・保護者対象：「子どもの成長と運動・スポーツのしかた」
 - 実技指導 —— [例2] 小学生対象：「良い姿勢と歩き方」「ストレッチの仕方と注意」
 - 個別相談 —— [例3] 学校部活動の部員・顧問・指導者対象：「スポーツに伴うケガ予防のための筋力トレーニング」



提
案

理学療法士のバックグラウンドをもつ
「認定スクールトレーナー制度」の活用を
検討いただきたい

8. インクルーシブ教育におけるこどもと家族への支援に向けた理学療法士の活用

2) 体育が苦手な児童生徒のためにできる支援

【発達性協調運動症とは】

第2章:DCDとは

北洋輔(慶應義塾大学文学部)

1.DCDとは

DCDとは、発達性協調運動症(Developmental Coordination Disorder)を短くした名前です。英語の頭文字をそれぞれとって、DCDと呼んでいます。DCDは、発達障害の一つです。最近ではよく耳にするようになった、自閉スペクトラム症や注意欠如多動症(ADHD)なども発達障害ですので、同じグループのものと考えると分かりやすいでしょう。DCDは、大きな病気やケガがないにもかかわらず、運動の不器用さが極めて大きい障害のことです。ここでは、DCDの概要について説明します。

「DCD 支援マニュアル」令和4年度障害者総合福祉推進事業資料より一部抜粋



古荘純一著、合同出版 (2023/8/18)



「不器用」「運動音痴」「苦手」
の原因は
運動習慣・指導法だけに
依存しません！

【発達障害へ理学療法士ができること】

運動やスポーツに親しみ、楽しんで参加できるように、
児童生徒に寄り添った運動分析や評価を教師と共に立案・実行できます



理学療法士が発達障害に対して支援できることをまとめた
パンフレットが無料公開されています

注目!

教育機関では「合理的配慮」がなされます

学校での姿勢の不安定さが原因で「集中しにくい」「疲れやすい」などの困り感の原因を一緒に考え、教室内で可能な工夫や環境を整え、学びやすい状況を実現することも「合理的配慮」といいます。その時、学校と保護者・ご本人が一緒に考えますが、理学療法士が学校と関わる場合があります。

体格に合った
机と椅子のチョイス



学校では学年ごとに使用する机と椅子の規格があるようですが、実際に座りやすい、書きやすいをチェックし、より良い机と椅子、環境を提案します。

具体的には以下の
関わり例などがあります。

100均グッズ等を用いた
簡易姿勢保持の提案



バスマットや滑り止めシート、タオルなど実践可能なグッズを用いて、快適に持続的に姿勢を保持するための環境づくりの提案をします。

運動発達の状況を踏まえた
身体づくりのための運動の提案



ゲーム性をもたせたり、くりかえしの回数や運動の強さを調整して、それぞれに合った運動方法を提案します。

9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

1) 予防・健康づくりに向けた研究開発基盤整備の拡充

- ✓ 理学療法士1,400名を超える専門家のもとに作成した科学的根拠に基づく「**理学療法ガイドライン（2021年第2版発行）**」をはじめとする各種ガイドラインを遵守してサービス提供を行う専門職です。
- ✓ 軽度認知障害理学療法ガイドラインやフレイル理学療法ガイドラインといった、**予防的観点**における記載がまとめられています。令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議によりまとめられた「**認知症施策推進大綱**」においては、認知症の解明に向けて、**リハビリテーションを含めた研究開発を進めることが推進**されています。
- ✓ 非薬物的介入手法の一手段として、理学療法士等を活用した**リハビリテーションの効果検証**を検討していくことが必要となります。

【認知症施策推進大綱におけるリハビリテーション】



①非薬物的介入手法が有用な疾患領域におけるエビデンス構築支援事業
認知症や心の健康保持増進等の領域で、デジタル等の新しい技術を活用した介入手法、非医療関係者でも利活用可能な評価指標等に関するエビデンスを構築する。

経済産業省、経済産業省におけるヘルスケア産業政策について資料より抜粋

5. 研究開発・産業促進・国際展開

【基本的考え方】

認知症は未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は十分には確立されていない。そのため、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、**リハビリテーション**、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を進める。

認知症施策推進関係閣僚会議、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日）P28-29より一部抜粋

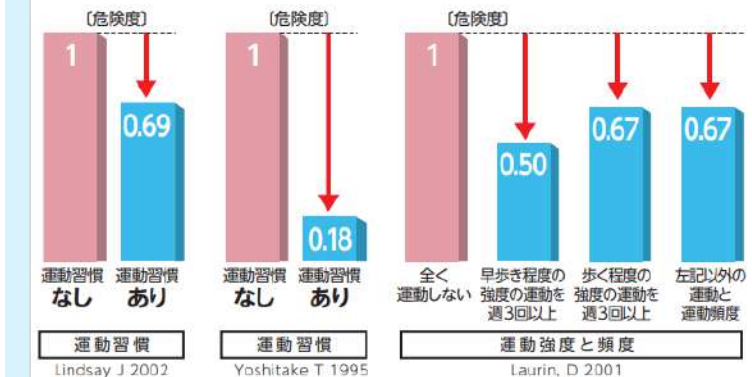
リハビリテーションを含めた**非薬物的介入手法研究開発**が推進されています

【理学療法ガイドラインとエビデンス構築】



運動習慣と認知症の関係例

運動習慣とアルツハイマー型認知症の危険度



週3回以上の運動習慣を持っている高齢者は
認知症になるリスクが低い

出典：国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター「運動による認知症予防へ向けた取り組み」

更なるエビデンス構築支援に係る**予算の確保**を要望します

9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

2) - 1 エイジフレンドリー補助金の継続と拡充（概要）

エイジフレンドリー補助金の補助要件



	高年齢労働者の 労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のための スポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	- 労災保険加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること - 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること	労働者を常時1名以上雇用していること（年齢制限なし）	
補助対象	1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等） (ア) 転倒・墜落災害防止対策 (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策） (ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策） (エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策（交通事故防止対策）	労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費 (オ) 「転倒防止」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施 (カ) 「腰痛予防」のための身体機能のチェック及び運動指導等の実施 令和6年度から「補助率を3/4に引き上げ」補助対象を60歳以上の労働者を雇用する中小事業者のみならず「全ての中小事業者」に拡充	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費 (キ) 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 (ク) 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入 (コ) 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
上限額	上限額：100万円 （消費税を除く）		上限額：30万円 （消費税を除く）

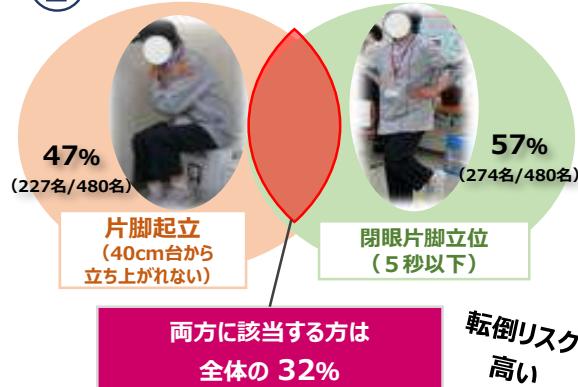
事業主健康診断情報が保険者に提供されていることが必要に

9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

2) - 2 エイジフレンドリー補助金の継続と拡充（取組）

【イオン株式会社との共同事業】

① 40代以上の従業員の体力測定結果



40代以上の従業員の約3割に
下肢筋力・姿勢保持力低下がみられた

③ からだ 軽やか～ 1分体操



同じ出勤時間の人たちと一緒に実施

② 転倒・腰痛予防セミナー & 個人相談会のご案内

従業員の皆様が安心して安全に働けるよう、日本理学療法士協会のご協力を得て、健康測定会ならびに店舗での転倒予防対策を行っています。今回、転倒・腰痛予防セミナーと個人相談会を開催することになりました。6月下旬に開催した健康測定会では、理学療法士から測定結果に基づいた簡易的な説明をいただきましたが、もっと詳しく知りたい、他にも相談したいことがあるという方はぜひご参加ください。

■その1 転倒・腰痛予防セミナー（所要時間：約45分）
対象：希望者 各回15名程度
内容：転倒・腰痛予防を中心に、姿勢、骨粗しょう症などの講義（座学）と体操・運動の実技を理学療法士がレクチャーします。
日時：8月29日（月）、9月1日（木） 各日：①10時30分～11時15分
②13時30分～14時15分
③16時00分～16時45分

※参加希望者は左記QRコードから
8月17日（水）までに申し込みください。

転倒・腰痛予防のテーマで
啓発セミナー開催



転倒歴のある者が約12%低下
転倒労災リスクが軽減する可能性

- ✓ 小売業では**労働災害の件数が増加**を続けており、労働災害の内訳をみると**高年齢労働者の「転倒」**によるものが最多となっている。健康・安全に活躍し続けられる小売業の**労働災害防止に取り組むことが重要**
- ✓ イオン株式会社、イオンリテール株式会社、日本理学療法士協会が共同し、科学的な根拠に基づく調査・分析を通じて、「**年齢に関係なく安全に活躍し続けられる仕組みづくりの構築**」や「**転倒・腰痛災害への効果的な対策の検証**」の取り組みを実施

注目! 【腰痛予防キャンペーン事業】



本会では**腰痛予防事業等**を通した
健康増進に向けた取組を行っています

9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

3) - 1 健康起因事故防止策の強化としての予防リハビリテーションの活用 (概要)

- ✓ 健康起因事故において、基本的な定量的健康データの管理に加え、**運転に係る運動器検診や身体評価等**において、**理学療法士の活用**が可能です。
- ✓ 健康管理等にかかる調査に関して、**既往歴や身体評価に基づいた運動器機能の評価**を実施することができます。
- ✓ 必要に応じて、**腰痛**など運転に係る**健康予防運動**や**動作指導**など、事故防止に向けて**前衛的なアプローチ**に介入することもできます。

PICK UP

【健康起因事故防止対策のために理学療法士ができること】

健康起因事故防止対策の促進

【210百万円 (228百万円 0.9倍)】

事業目的 運転者の健康状態に起因する事業用自動車の事故防止のため、事故状況の分析や運転者の適切な健康管理等にかかる調査を行う。

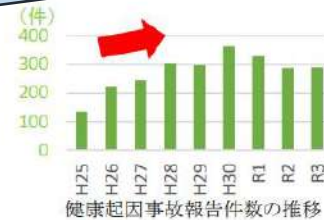
事業内容

①健康起因事故の防止に向けた安全対策の強化

- 点呼時に運行管理者が追加確認すべき定量的健康データ(体温、血圧、心拍数の平常時との比較等)を検討。
- 運転者の健康管理情報(定期健康診断及び日常の健康状態に関する情報)を一元的に管理させる手法を検討。



タクシー健康起因事故



②健康起因事故防止対策の推進

- 事業者、運転者向けセミナー等を開催し、脳疾患や心臓疾患等の早期発見の重要性等を周知。
- 簡易的な視野障害スクリーニング検査手法の普及に向けた方策を検討。



- 飲酒運転による事故件数が下げ止まり状況にあることから、アルコール検知器の認定制度の導入に向けた調査や、普及啓発セミナーを行う。



◆ バイタルサインである健康データ管理が必須であると同時に、**運動器疾患**(腰痛、膝関節変形、椎間板ヘルニア等)を把握しておくことが、**安全対策の強化**となります。

予防に関する対策を推進していくことは**前衛的対策**に有効です

◆ 脳疾患や心臓疾患等、予期せぬ発作や症状に対しての予防策を進めることは重要です。

特に高齢者における**健康増進を目指した専門職との連携強化**が事故防止の一助となります

認知症に運動は有効!

Q 週にどれくらい、どのような運動をすると認知機能に変化が出ますか?

A 週3日以上、頻度で半年以上つづけての運動、さらには中強度以上(息が少しはずむが、一緒に歩いている人とお話ができる程度)の運動で、効果が大きくなることが期待されます。



国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、あたまとからだを元気にするMCIハンドブックP33より抜粋

9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

3) - 2 健康起因事故防止策の強化としての予防リハビリテーションの活用 (取組)

【ダイハツ工業株式会社との共同事業】 高齢化社会に向けたダイハツのCSR ～産官学民で取組む“地域密着プロジェクト”

高齢者が安全な運転を続けるための身体づくりをサポート



運転動作に要する筋力



運転時の正しい姿勢



予防に関する対策を推進していくことは
前衛的対策に有効です

Ⅱ．税制に関する要望【重点要望】

1．健康経営に資する企業への優遇措置の導入

（参考）OECDで各国の健康経営についての調査レポートを公表

- 従業員の健康増進に取り組む各国企業の情報を収集するとともに、各国政府等による職域での健康づくりを促進し、情報開示を促す政策について調査を行い、レポートを公表。
- 今後は、各国のデジタル技術を活用した、健康経営関連サービスのマーケット動向等を把握する調査を行うことを検討中。

◆プロジェクト（レポート）の概要

- 調査主体：経済協力開発機構（OECD）雇用労働社会問題局 医療課
- 調査手法：OECD加盟国への聞き取りや「Workforce Disclosure Initiative (WDI)」など民間団体による国際的な比較データを活用。

● レポート内容：

- 職場での労働時間や喫煙などの分野に関する職場規則
- 傷害保険料、税額控除、補助金などの金銭的インセンティブ
- 他の利害関係者と一緒に関与された情報とガイダンスの普及
- ベストプラクティスを実施する雇用主にスポットライトを当てた、日本の健康経営プログラムなどの認証および表彰制度

- 公表時期：2022年11月22日公開



（出所） <https://www.oecd.org/health/promoting-health-and-well-being-at-work-e179b2a5-en.htm>

経済産業省．健康経営の推進について（令和6年3月）資料より一部抜粋

【OECD Health Policy Studies（健康経営に関する調査報告）】

Figure 1.8. Financial incentives for employers beyond insurance-based incentives are limited

Yes at national level	Yes, but only at sub-national level	No	No information
France	France	Japan	
Germany	Germany	Korea	
Italy	Italy	Australia	
Japan	United Kingdom	United States	
Korea	United States	Canada	
United Kingdom	Australia	France	
Australia	Canada	Germany	
Canada	Japan	Italy	
New Zealand	Korea	New Zealand	
United States	New Zealand	United Kingdom	
Insurance-based incentives (傷害保険料)	Tax credits (税額控除)	Subsidies and grants (補助金など)	

「傷害保険に基づくインセンティブは調査対象となった10カ国すべてで確認されたが、**税額控除と補助金・助成金は10カ国の半数以下**に留まった。」

（和訳：日本理学療法士協会）

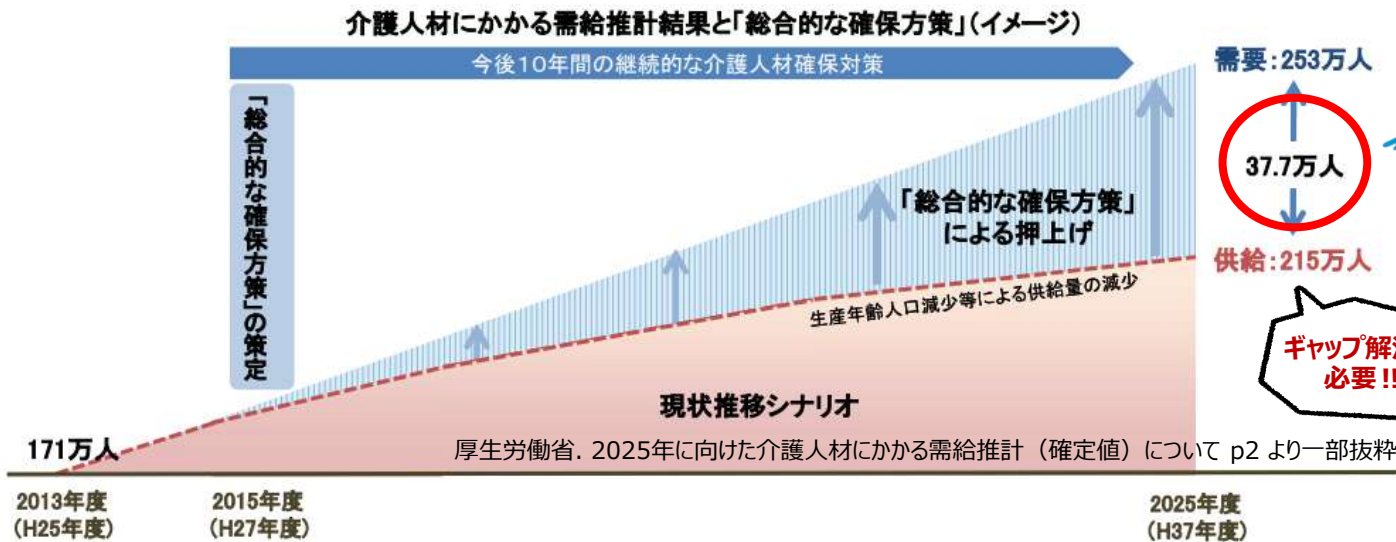
理学療法士による身体評価を含む「**健康経営度調査**」を利活用し
一定の従業員の健康保持・増進の取組が評価される企業に対して、**法人税等への優遇措置を導入**していただきたい

Ⅱ. 税制に関する要望【重点要望】

2. 医療・介護分野におけるDX推進への税制優遇措置

「先端技術を活用するのは**介護職員**なので、**先端技術の価値が介護職員の動機付けにならないと導入は進まない**。第一のポイントは当然、**利用者利益**だ。彼らの多くは「私たちの利用者の役に立ちうるのか」という基準で物事を考える。第二のポイントは、**働きやすくなるかどうか**。彼らは表立って主張しないが、職員側にゆとりがあるかどうかは対人サービスの質に影響する。負担が慢性化し忙殺されると笑顔も忘れがちになるという。**先端技術の導入の先には笑顔が絶えない職場を描き導入プロセスを進めたい。**」

吉田俊之. ICTで劇的に変わる介護現場の風景～介護労働の価値を高める～. 特集先端技術活用. 情報未来No.61/March 2019. P11より一部抜粋



介護人材を確保するためにも
医療・介護DXによる「**働きやすさ**」は重要なポイント

＜医療・介護DXが進まない現場の**課題**

人材不足
ITリテラシーの不足
予算不足
電子カルテ化の遅れ

株式会社ビジョンHPより参照 (2024年10月4日閲覧)

電子カルテ情報の標準化等

厚生労働省. 第109回社会保障審議会医療部会 (令和6年7月12日) 資料
2. 医療DXの更なる推進についてP6より一部抜粋

- 2023年度に透析情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指し標準規格化。2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討
- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す

医療・介護DXにおける現場の課題を解決すべく
DX推進にかかる経費について
非課税措置の導入もしくは**特別補助金措置の拡充**
について検討が必要です

Ⅱ．税制に関する要望【重点要望】

3．バリアフリーに係る特例措置の拡充および延長

【バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除】

◆適用を受けるための主な要件

①減税申請者が、次のいずれかに該当する者であること

- I 50歳以上の者
- II 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- III 障がいを持っている者
- IV 上記II、III又は65歳以上のいずれかに該当する親族と同居している者

注目!

②減税申請者が所有し、かつ主として居住の用に供する家屋であること

③バリアフリー改修工事の標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、50万円を超えていること

④店舗等併用家屋の場合は、工事費用のうち2分の1以上が自己の居住用部分であること

⑤床面積が登記簿表示上で50㎡を超えていること

⑥店舗等併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

⑦家屋の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること

⑧合計所得金額が2000万円以下であること

⑨改修工事を行い、令和7年12月31日までに居住の用に供していること

母子保健や子育て対応
を考慮した
申請者要件の拡大
を検討いただきたい!

国土交通省. バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除より一部抜粋

母子保健等における**所得税額からの控除や減額措置**

理学療法士による**家屋状況等の評価推奨**

を検討いただきたい

理学療法士は
住宅改修にむけて
なにができるのかな?



【家屋調査における理学療法士の活躍】

ここで、実際の家屋評価の様子をご紹介します。



- 立って浴槽をまたぐのは難しいので、バスボード(①)を使って座りながら入る予定。
→自宅の浴槽でも使えた!
- 体を洗うときにシャワーチェア(②)も使う予定。
→浴室のスペースに置けた!



階段



玄関

- 2階が寝室だけど、急な階段で危険。右手しか使えないのに、手すりが片側しかなく、降りる時には手すりが左手側になってしまう。→反対側にも手すりをつけて、上り下りをより安全に。



玄関

- 靴の脱ぎ履きに椅子を使い
たいけど、置いてみたら、
なんだか玄関が狭い。
→自宅にあった踏み台を、
上がり框に置いたら、靴の
脱ぎ履きが座って行え、ス
ペースも広いまま。



玄関の外

- 駐車場から玄関までの砂利道は、足が不安定になりやすいかも…
- 玄関前の階段は手すりをつけた方がいいだろうか…
→実際に歩いてみたら出来た!

Ⅱ．税制に関する要望【重点要望】

4．社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う措置

<業務の区分>

新興感染症発生・まん延時における医療

※「新興感染症発生・まん延時における医療」とは、法第30の4第2項第5号八に掲げるそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療をいう。

<当該業務を行うための体制>

次の基準の全てに該当すること。

1. 当該病院において新興感染症発生・まん延時における医療の確保に関する事業に係る感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、次の(1)及び(2)に掲げる措置ごとに定める基準を満たす内容を含む医療措置協定を締結し、当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において当該医療措置協定を締結した医療提供施設として記載されていること。
 - (1) 病床確保都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化すること及び確保する病床数が30床以上であること。
 - (2) 発熱外来都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始すること及び1日当たり20人以上の診療を行うものであること。
2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。



（追記案） 当該病院において救急患者の廃用症候群や後遺症等を防ぎ、早期に日常生活へ復帰するよう支援するリハビリテーション医療を確保していること。

3. 災害派遣医療チーム（DMAT）若しくは災害・感染症医療業務従事者により組織された災害派遣精神医療チーム（DPAT）又は災害・感染症医療業務従事者である災害支援ナースを有し、法第30条の12の6第1項に規定する協定及び感染症法第36条の2第1項第5号に規定する派遣に係る措置をその内容に含む医療措置協定を締結していること。